





## 注記

## I. 重要な会計方針

## 1 資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品  
先入先出法による。

## 2 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法  
定額法による。
- ・主な耐用年数  
建物 18～38年  
構築物 40～57年  
機械及び装置 6～22年  
器具及び備品 5～15年

## (2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法  
定額法による。

## 3 引当金の計上方法

## (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。  
なお、会計基準変更時の差異については、平成26年度から4年分割で計上することとし、平成27年度は特別損失として18,241千円計上している。

## (2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4ヶ月分)を計上している。

## (3) 特別修繕引当金

水力発電設備のオーバーホールに係る修繕費用の支出に備えるため、それぞれの発電所について、支出見込額をオーバーホール周期12年で均分した額を毎年度計上している。

## 4 その他会計処理に関する書類作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

## II. セグメント情報の開示

## 1 報告セグメントの概要

電気事業会計は、水力発電事業、風力発電事業及び太陽光発電事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、水力発電事業、風力発電事業及び太陽光発電事業の3つを報告セグメントとしている。  
なお、一般管理費に係る費用については、各事業の人数又は営業費用に応じ、各事業に配分している。  
各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
水力発電事業	県内10発電所の管理・運営、1発電所建設中
風力発電事業	県内1発電所の管理・運営
太陽光発電事業	県内8発電所の管理・運営

## 2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	水力発電事業	風力発電事業	太陽光発電事業	合計
営業収益	1,802,734	81,628	225,865	2,110,227
営業費用	1,492,703	72,159	155,547	1,720,409
営業損益	310,031	9,469	70,318	389,818
経常損益	272,153	22,352	54,144	348,649
セグメント資産	11,936,352	424,171	3,320,554	15,681,077
セグメント負債	2,960,443	129,489	5,498,285	8,588,217
その他の項目				
他会計繰入金	4,098	68	34	4,200
減価償却費	367,944	36,665	118,267	522,876
特別利益	20,595	0	0	20,595
特別損失	17,800	294	147	18,241
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	674,605	△ 41,220	307,966	941,351

## IV. リース契約により使用する固定資産

## 1 リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

## 2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内 5,349千円  
1年超 4,254千円  
計 9,603千円

## V. 重要な後発事象

なし

## VI. その他

## 1 退職給付引当金の取崩及び引当

退職手当として退職給付引当金を13,598千円取り崩し、当年度の期末要支給額に基づき35,881千円を引き当てた。

## 2 賞与引当金の取崩及び引当

期末・勤勉手当として賞与引当金を17,746千円取り崩し、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4ヶ月分)19,413千円を引き当てた。

## 3 特別修繕引当金の取崩及び引当

オーバーホール支出見込額を周期12年で均分した額及び小鹿第一発電所のオーバーホールに要する修繕費用の不足額231,622千円を特別修繕引当金に引き当てた。

## 4 修繕引当金の取崩

予定どおり執行できなかった修繕工事2件の費用として修繕引当金を96,776千円取り崩し、引当金残額20,527千円を特別利益として計上した。